

山口県土木工事監督技術基準

令和 6 年 4 月
山口県土木建築部

山口県土木工事監督技術基準

平成9年8月7日制定
平成16年3月1日改訂
平成24年5月1日改正
令和6年4月1日改正

(目的)

第1条 この監督技術基準は、山口県請負工事監督事務処理要領第7条に基づき、山口県の所掌する土木工事の請負契約に係る監督の技術的基準を定めることにより監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条

- (1)「監督」……………契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2)「監督職員等」…監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称し、監督職員等とは、監督職員及び現場監督員（現場技術員を含む）を総称していう。
なお、現場技術員とは、工事の設計・施工に必要な、現場技術業務をコンサルタント等に委託した場合に任命した技術員を示す
- (3)「監督の方法」…監督行為(指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会い、把握、報告、連絡)を総称していう。
 - ①指示……………監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
 - ②承諾……………契約図書で明示した事項で、受注者が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により同意することをいう。
 - ③協議……………書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。
 - ④通知……………監督職員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
 - ⑤受理……………契約図書に基づき受注者の責任において監督職員に提出された書面を監督職員が受け取り、内容を把握することをいう。
 - ⑥確認……………契約図書に示された事項について、監督職員等が臨場（遠隔臨場を含む。なお、「遠隔臨場」とは、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を使用して、段階確認、立会、確認を行うことをいう。）又はもしくは受注者が提出した資料により、監督職員がその内容について契約図書との適合を確かめ、受注者に対して認めることをいう。
 - ⑦把握……………監督職員等が、臨場もしくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。
 - ⑧立会い……………契約図書に示された項目について、監督職員等が臨場し、内容を確かめることをいう。
 - ⑨報告……………受注者からの、契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除について、契約担当者へ知らせること。
 - ⑩連絡……………監督職員が受注者に対し、通知を要しない事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの手段により知らせること。

(監督の実施)

第3条 監督職員等は、以下の表の各項目について、技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。
なお、関連図書及び条項の欄で「契」は工事請負契約書を示し、「共仕」は山口県土木工事共通仕様書を示す。

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項※
1 契約の履行の確保		
(1) 契約図書の内容の把握	契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。	契 第 1 条 共仕 1 編 1-1-6
(2) 施工計画書の受理	受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。	共仕 1 編 1-1-4
(3) 施工体制の把握	現場における施工体制について、下記の項目の把握を行う。 ① 配置技術者の専任性及び技術者の適正な配置 ② 施工体制台帳及び施工体系図の整備 ③ その他契約の履行上必要な事項	共仕 1 編 1-1-10
(4) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾協議、受理等	契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。	契 第 9 条 共仕 1 編 1-1-6
(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	① 契約書第 18 条第 1 項の第 1 号から第 5 号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。 ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約担当者等の承認を受ける。なお、必要に応じて、設計担当者等の立会いを求めることができる。 ② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む。）する。	契 第 18 条 共仕 1 編 1-1-3 契 第 18 条
(6) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。	契 第 18 条 共仕 1 編 1-1-15

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項※
(7) 関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。	契 第 2 条
(8) 進捗把握及び工事促進指示	受注者からの履行報告あるいは施工状況の確認等において、進捗を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	契 第 11 条 共仕 1 編 1-1-25
(9) 工期変更の事前協議及びその結果の通知	契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条及び第 39 条第 2 項の規定に基づく工期変更について、協議の対象であるか否かの確認（事前協議）及びその結果の通知を行う。	契 第 23 条 共仕 1 編 1-1-16
(10) 契約担当者等への報告 ア 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当者等へ報告する。 ② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当者等へ報告する。	契 第 20 条 共仕 1 編 1-1-14 契 第 17～21 条
イ 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者等へ報告する。	契 第 27 条
ウ 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当者等へ報告する。	契 第 28 条
エ 不可抗力による損害の調査及び報告	① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を契約担当者等へ報告する。 ② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。	契 第 29 条 共仕 1 編 1-1-39 契 第 29 条
オ 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、契約担当者へ報告する。	契 第 33 条 共仕 1 編 1-1-23

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項*
(3) 工事施工の立会い	設計図書において、監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。	契 第 14 条
(4) 工事施工状況の確認 (段階確認)	設計図書に示された施工段階において別表 1 に基づき、臨場等により確認を行う。	共仕 3 編 1-1-3
(5) 工事施工状況の把握	主要な工種について、別表 2 に基づき適宜臨場等により施工状況の把握を行う。	
(6) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事にあつては産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。 また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。	共仕 1 編 1-1-19
(7) 改造請求及び破壊による確認	① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。	契 第 9 、 17 条
	② 契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験して確認する。	契 第 17 条
(8) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し	① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、契約担当者等が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき 確認し、引渡しを行う。 ② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当者等と打ち合わせのうえ引渡し等の措置をとる。	契 第 15 条 共仕 1 編 1-1-17 契 第 15 条 共仕 1 編 1-1-17

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項※
3 円滑な施工の確保		
(1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。	共仕 1 編 1-1-36
(2) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	共仕 1 編 1-1-36
4 その他		
(1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。	共仕 1 編 1-1-18
(2) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認める時は、受注者に対し臨機の措置を求める。	契 第 26 条 共仕 1 編 1-1-42
(3) 事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、事業主管課に報告する。	共仕 1 編 1-1-30
(4) 工事成績の評定	監督職員は、工事完成のとき「工事成績評定要領」に基づき工事成績の評定を行う。	
(5) 技術検査の立会い	原則として、監督職員等は工事について行う技術検査（完成検査、出来形検査、中間検査）の立会いを行う。	共仕 1 編 1-1-21 共仕 1 編 1-1-22
(6) 検査日の連絡	技術検査に先立って受注者に対して検査日を連絡する。	共仕 1 編 1-1-21 共仕 1 編 1-1-22

※ 改定時点の情報のため、随時最新のものを読み替えること。

別紙

重点監督（段階確認等の頻度を増やして重点的に監督）

「山口県低入札価格調査実施要領」の規定により契約締結後に施工体制等の点検を強化するとされている工事については、重点監督を必須とする。

また、その他の工事の重点監督については、主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、その他上記に類する工事など、技術力を要する工事等で、下記のイ～ハを目安として、契約担当者が必要と認めた場合に実施する。

- イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事(対象工種のみ)
 - ・ N E T I S に登録された新技術のうち、「設計比較対象技術」、「活用促進技術」及び「推奨技術」以外を採用した工事
 - ・ その他これらに類する工事

- ロ 施工条件が厳しい工事
 - ・ 跨線橋、跨道橋及び最大支間長 1 0 0 m 以上の橋梁工事
 - ・ 掘削深さ 7 m 以上の土留工及び締切工を有する工事
 - ・ 鉄道・道路等の重要構造物の近接工事
 - ・ 砂防ダム（堤高 3 0 m 以上）
 - ・ 軟弱地盤上での構造物
 - ・ 場所打ち P C 橋
 - ・ 共同溝工事
 - ・ ハイピア（躯体高 3 0 m 以上）
 - ・ 地山等級が D、E の山岳トンネル工事

- ハ 第三者に対する影響のある工事
 - ・ 周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
 - ・ 一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事(対象工種のみ)
 - ・ 河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事(対象工種のみ)

別表1

段 階 確 認 一 覧

一般：一般監督

重点：重点監督

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事
河川土工 海岸土工 砂防土工 道路土工 (掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤工)		ブルーローリング [®] 実施時	ブルーローリング [®] 実施状況	1回/1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
パーカルト [®] レン工	サト [®] ドレン 袋詰式サト [®] ドレン ペーパー [®] ドレン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
締固め改良工	サト [®] コンパ [®] クション パイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
固結工	粉体噴射攪拌 高压噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回/20本 重点：1回/10本
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回/75本 重点：1回/50本
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	
		打込完了時(打込杭)	基準高、偏心量	試験杭＋ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		掘削完了時(中堀杭)	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時(中堀杭)	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭＋ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比、使用材料	一般：30%程度 /1 構造物 重点：60%程度 /1 構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭＋ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		掘削完了時	支持地盤、長さ	一般：1回/3本 重点：全数
		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比、使用材料	1回/1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回/3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回/3本 重点：全数
オープンケーソン 基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工		鉄沓据え付け完了時	施工位置、使用材料	1回/1 構造物
		本体設置前(オープンケーソン)	支持層	
		掘削完了時(ニューマチックケーソン)		
		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比、使用材料	1回/1ロット
鋼管井筒 基礎工		打込時	使用材料、長さ、支持力、溶接部の適否	試験杭＋ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本
置換工(重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	1回/1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1 法線
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1 法線
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1 工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1 工事

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管を含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体内工 排水機場本体内工 水門工 共同溝本体内工 防波堤 護岸、岸壁、物揚場		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		床掘掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回/1構造物
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：30%程度 /1構造物 重点：60%程度 /1構造物
		埋め戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回/1構造物
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：30%程度 /1構造物 重点：60%程度 /1構造物
鋼 橋		仮組立て完了時 (仮組立てが省略となる場合を除く)	キャンバー、寸法等	一般：－ 重点：1回/1構造物
ポストテンションT(I)桁 製作工 プレキャストブロック桁組立工 プレキャスト桁製作工 PCホースラフ桁製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 (横締め作業)	設計図書との対比	一般：5%程度 /総ケーブル数 重点：10%程度 /総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 (縦締め作業)	設計図書との対比	一般：10%程度 /総ケーブル数 重点：20%程度 /総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立て 完了時(工場製作を除く)	使用材料、設計図書との対比	一般：30%程度 /1構造物 重点：60%程度 /1構造物
地覆工 橋梁用高欄工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度 /1構造物 重点：60%程度 /1構造物
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化時毎
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	吹き付けコンクリート厚、 ロックボルト打込本数及び長さ	1回/支保工変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般：1回/構造の変化 毎 重点：3打設毎又は1 回/構造の変化毎の頻度 の多い方 ※重点監督：地山等級 がD、Eのもの
		コンクリート打設後	出来形寸法	1回/200m以上臨場により確認
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回/構造の変化毎

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔時	削孔長、径、間隔、孔内状況	1回/1 構造物
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時	施工図との照合、材片の組合せ精度	1回/1 構造物
	現場溶接工	溶接前	仮付け溶接前の開先面の清掃と乾燥状況・材片の組合せ状況、仮付け溶接の寸法・外観状況	1回/1 構造物
		溶接完了時	溶接部の外観状況	
	現場塗装工	塗装前	鋼板面の素地調整状況	1回/1 構造物
		塗装完了時	外観状況	
がム工	各工事ごと別途定める		各工事ごと別途定める	

注)・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案のうえ、設定することとする。

- ・ 1ロットとは、コンクリート打設毎とする。
- ・ 一般監督:重点監督以外の工事
- ・ 重点監督:下記の工事(別紙を参照のこと)
 - イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - ロ 施工条件が厳しい工事
 - ハ 第三者に対する影響がある工事

別表2

施 工 状 況 把 握 一 覧

一般：一般監督

重点：重点監督

種別	細別	把握時期	把握項目	把握の程度
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工 深礎工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口徑杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
重要構造物 函渠工(樋門・樋管を含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚アチング工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工 防波堤 護岸、岸壁、物揚場		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
ポストテンション(I)桁製作工 プレキャスト桁製作工 PCホースラップ桁製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し箱桁製作工		コンクリート打設時 (工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
トンネル工		施工時 (支保工変更毎)	施工状況	一般：1回/支保工変更毎 重点：1回/支保工変更毎 ただし、最低10支保工毎 ※重点監督：地山等級がD、Eのもの
盛土工 (河川、道路、海岸、砂防)		敷き均し、転圧時	使用材料 敷均し、締固め状況	一般：1回/1工事 重点：2～3回/1工事
舗装工	路盤、表層、 基層	舗設時	使用材料、敷均し、 締固め状況、天候、 気温、舗設温度	一般：1回/1工事 重点：1回/3,000㎡
塗装工		清掃、錆落とし 施工時	清掃、錆落とし状況	1回/1工事
		施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事
樹木・芝生管理工 植生工	施肥、 薬剤散布	施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事
ダム工	各工事ごと別途定める		各工事ごと別途定める	

注)・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては現場状況等を勘案のうえ、これを最小限として設定することとする。

・1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。

- ・一般監督:重点監督以外の工事
- ・重点監督:下記の工事(別紙を参照のこと)
 - イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - ロ 施工条件が厳しい工事
 - ハ 第三者に対する影響がある工事